

事業所が名古屋市内にのみ所在している介護保険事業者の皆様へ

平成27年4月1日から、事業所が名古屋市内にのみ所在している事業者は、業務管理体制の整備に係る届出書の届出先が、愛知県から名古屋市に変わります。

事業所等の所在状況	届出先	届出先
2以上の都道府県の区域、かつ、3以上の地方厚生局の区域	厚生労働省（本省）	厚生労働省（本省）
2以上の都道府県の区域、かつ、1又は2の地方厚生局の区域	地方厚生局長	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
1の都道府県の区域 うち、1の指定都市の区域	都道府県知事	都道府県知事
1の市町村の区域 ※地域密着型サービスに限る。	市町村長	指定都市の長
		市町村長

また、届出先が変更となる事業者の新たな事業者（法人）番号は、以下のとおり12桁目が都道府県番号（0）から指定都市番号（9）に変わります。

1桁	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
A	2	3	0	0	0	5	0	0	0	8	0	2	3	1	0	0
A	2	3	0	0	0	5	0	0	0	8	9	2	3	1	0	0

平成27年4月1日以降、変更届を届け出る際は、ご注意ください。

なお、届出先が変更となる事業者の事業者（法人）番号については、[こちらをご確認ください。](#)